

独立行政法人国際観光振興機構
平成22年度業務実績評価調書

平成23年9月

国土交通省独立行政法人評価委員会

業務運営評価 (個別項目ごとの認定)

| 項 目 | | 評価結果 | 評価理由 | 意見 |
|--|--|------|---|----|
| 中期計画 | 平成22年度計画 | | | |
| <p>1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(1) 効率化目標の設定</p> <p>① 一般管理費 一般競争入札等の活用等により、業務運営の効率化を推進し、一般管理費のさらなる削減に努める。</p> <p>【数値目標】 一般管理費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)について、中期目標期間の最後の事業年度において、平成19年度比で15%程度に相当する額を削減する。</p> <p>② 運営費交付金対象業務経費 一般競争入札等の活用、単価の見直しや事業執行方法の改善等を通じて、業務運営の効率化を推進し、運営費交付金対象業務経費の更なる削減に努める。</p> <p>【数値目標】 運営費交付金対象業務経費(公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)について、中期目標期間の最後の事業年度において、平成19年度比で5%程度に相当する額を削減する。</p> | <p>1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(1) 効率化目標の設定</p> <p>中期目標期間の最後の事業年度において、平成19年度に比べ、一般管理費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)については15%に相当する額を、運営費交付金対象業務経費(公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)については5%程度に相当する額を削減するとの目標を達成するため、一般競争入札等の活用、事業の見直しや事業執行方法の改善等により業務運営の効率化を推進する。</p> | A | <p>人件費の抑制を引き続き図るなど一般管理費の削減に努力し、対平成19年度比12百万円減(▲11.3%)と平成19年度比で15%程度削減という目標に近づいた。</p> <p>一方、運営費交付金対象業務経費については、①事業の実施にあたって一層の一般競争入札の実施、随意契約件数の縮減を図るなど効率化に努めたこと、②平成23年3月に発生した東日本大震災や原子力発電所問題により販促支援キャンペーン等の大型事業を見送ったこと、によって海外観光宣伝事業経費が減少(対平成19年度比56百万円(8.3%)減)し、運営費交付金対象業務経費は対平成19年度比81百万円(12.1%)の減となり、平成19年度比で5%程度削減するという目標を大きく上回っている。</p> <p>特に、平成22年は訪日外国人旅行者数1000万人の目標達成年でもあったことから、後述のとおり積極的に事業を展開したが、その一方で効率化等に務め、また震災に対応して時期を先送りすべき事業について適確に見送りの判断をするなど、結果として人件費や運営費交付金対象業務経費を大きく削減していることは評価できる。</p> | |
| <p>(2) 総人件費改革</p> <p>総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)等に基づく平成18年度からの5年間で5%以上を基本とする削減について、引き続き着実に実施するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、人件費改革の取組を平成23年度まで継続するものとする。</p> <p>また、機構の給与水準に関しては、国内事務所が東京のみであること、職員の学歴構成が高いこと等の理由から、国家公務員に対する指数では105.3、東京都在勤の国家公務員に対する指数では93.8(指数はともに平成18年度)となっているところであるが、引き続き、給与水準の適正化について検証し、これを維持する合理的理由がない場合には給与水準の適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。</p> | <p>(2) 総人件費改革</p> <p>総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)等に基づく平成18年度からの5年間で5%以上を基本とする削減について、引き続き着実に実施するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、人件費改革の取組を継続する。</p> | A | <p>・総人件費は、人事評価制度による評価結果を職員の昇給等の処遇に反映させるなどにより、削減目標を大きく超えた16.6%を削減する結果となり、着実な実施状況にある。</p> <p>・平成22年度のラスパイレズ指数(国家公務員と比較した給与水準)は108.9となつてはいるが、国際観光振興機構は地方組織が無いため、東京都特別区在勤の国家公務員との比較を行うと94.4となり、今後も地域・学歴を考慮した東京都特別区在勤の国家公務員との比較でラスパイレズ指数が100を上回ることのないよう、引き続き適切な措置を講じていくことが必要である。</p> <p>・また、一般社団法人「JNTO協会」に対する在外職員医療給付事業に係わる費用の福利厚生費からの支出については、平成22年11月をもって廃止しており、適切な措置が講じられている。</p> | |

| 項 目 | | 評定結果 | 評定理由 | 意見 |
|---|--|------|--|----|
| 中期計画 | 平成22年度計画 | | | |
| <p>(3)組織体制の整備</p> <p>機構の経営資源を海外宣伝事業に重点的に配分するとともに、各業務の連携が効率的に行えるよう、本部組織の改革を行う。具体的には事業を行う事業本部と企画・管理業務を行う企画本部の2本部制とする。各本部の本部長は理事が務める。</p> <p>事業本部は海外宣伝事業を行う海外プロモーション部と国際会議等の誘致・開催支援業務を行うコンベンション誘致部の2部によって構成される。海外プロモーション部は、事業別の組織から市場別の組織に再編するとともに、ビジット・ジャパン・キャンペーン事業を着実に推進していくためビジット・ジャパン・キャンペーン実施本部事務局が発揮していた機能を承継する。ビジット・ジャパン・キャンペーン実施本部事務局の機能を統合することで、機構のもつ様々な機能との相乗効果を発揮し、ビジット・ジャパン・キャンペーン事業の効果的かつ効率的な実施に一層貢献し、これまで以上の実績を上げることを目指す。</p> <p>企画本部には、機構全体の計画の策定・実行管理等を行う企画部と人事・総務・経理業務を担う総務部を設置する。</p> <p>本部における業務運営の一層の効率化に努め、海外事務所へ経営資源を重点的に配分する。また、海外事務所については、活動内容の実績や市場の将来性等について毎年度厳格に評価を行い、事務所数や配置の適正性、予算や人員等の経営資源の配分等について、不断の見直しを行う。</p> | <p>(3)組織体制の整備</p> <p>機構の経営資源を海外宣伝事業に重点的に配分するとともに、各業務の連携が効率的に行えるよう、平成20年4月1日に、本部組織の改革を行ったが、引き続き本部における業務運営の一層の効率化に努める。</p> <p>また、訪日3000万人プログラムの推進を図るため、海外プロモーション事業を着実に推進していく。</p> <p>海外事務所数や配置の適正性、予算や人員等の経営資源の配分等について、見直しを検討するため、海外事務所の活動内容の実績や市場の将来性等について厳格に評価を行う。</p> | A | <p>・年度事業実施計画及び予算実施計画を策定し年度途中で定期的に見直しを行うなど、業務運営の効率化に努めている。</p> <p>・また、平成22年は国が掲げる訪日外客1,000万人の目標達成年であったことからラストスパート事業を展開するなど、ビジット・ジャパン事業の推進に中核となって貢献している。</p> <p>・海外事務所については、定量的・定性的パフォーマンスを把握し事業・運営の検証を行うなど、厳格に評価を行っている。加えて「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づき、北京及びバンコク事務所と国際交流基金の事務所との共用化等を図るための諸準備をすすめるなど、着実な取組を行っている。</p> | |
| <p>(4)関係機関との連携強化</p> <p>在外公館、日本貿易振興機構、国際交流基金等他の公的機関の海外事務所、民間企業の海外事業所等に対し、外国人旅行者の来訪促進事業についての理解が深まるように働きかけ、できる限り、広報宣伝・情報提供等の分野での協力を求める等、連携を強化する。また、国土交通省が諸外国の政府と連携して実施する国際観光協議について協力するとともに、他国の政府観光局等との連携・協調を図り、日本を含む複数国を訪れる旅行需要の喚起に努める。さらに、国内の関連団体との連携・協調を図る。</p> | <p>(4)関係機関との連携強化</p> <p>在外公館、日本貿易振興機構、国際交流基金等他の公的機関の海外事務所、民間企業の海外事業所等に対し、外国人旅行者の来訪促進事業についての理解が深まるように働きかけ、できる限り、広報宣伝・情報提供等の分野で協力を求める等、連携の強化に努める。また、国土交通省観光庁が諸外国の政府と連携して実施する国際観光協議について協力するとともに、他国の政府観光局等との連携・協調を図り、日本を含む複数国を訪れる旅行需要の喚起に努める。さらに、国内の関連団体との連携・協調を図る。</p> | A | <p>在外公館、日本貿易振興機構、国際交流基金等他の公的機関や民間企業の海外事業所等との連携、外国政府観光局との共同事業、国土交通省が実施する国際観光協議への協力、観光関連団体や自治体等日本国内の関係者との連携等、関係機関との連携強化を図っており、着実に取り組んでいると認められる。</p> | |

| 項 目 | | 評価結果 | 評価理由 | 意見 |
|--|--|------|---|----|
| 中期計画 | 平成22年度計画 | | | |
| (5) 随意契約の見直し 国における見直しの取組等を踏まえ、「随意契約見直し計画」等に基づき、不断の見直しを行い、一般競争入札の導入・範囲拡大や契約の見直し等を通じた業務運営の一層の効率化を図るとともに、その取組状況を公表する。また、契約が一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募を行う場合には、競争性、透明性が確保される方法により実施する。さらに、監事による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けるものとする。 | (5) 随意契約の見直し 外部業者との契約については、19年12月に策定した「随意契約見直し計画」に基づき、原則として一般競争入札等によることとするほか、契約に係る情報の公表を行う。また、監事による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを行う。 | A | 競争性のない随意契約については、前年度に対し件数・金額共に下がっており、残る内容は本部事務所の借家料等が主であり、競争契約等への移行は困難であると認められる。また、随意契約等見直し計画のフォローアップの公表等契約関係情報の公表を行うとともに、契約監視委員会の開催や随意契約に係る監事監査を実施するなど入札・契約の適正な実施についてチェックを行っており、随意契約の着実な見直しを行っていること認められる。 | |
| (6) 民間からの出向者等の活用 海外宣伝業務担当部門を中心に、民間からの出向者や中途採用者の積極的な活用を図るとともに、海外事務所においては、現地採用職員の積極的な活用を図る。また、地方自治体等からの有能な人材の登用も行き、他機関との連携強化による効率的な業務運営を図る。 | (6) 民間からの出向者等の活用 海外宣伝業務担当部門を中心に、民間からの出向者や中途採用者の積極的な活用を図るとともに、海外事務所においては、現地採用職員の積極的な活用を図る。また、地方自治体や観光関連事業者からの有能な人材の登用も行き、他機関との連携強化による効率的な業務運営を図る。 | A | 地方自治体、観光関連事業者等から人材の積極的な受け入れを進めるとともに、平成21年度から現地職員の新人事制度を導入し役職に抜擢するなど、着実な実施状況にあること認められる。 | |
| (7) プロパー職員の育成等 本部採用職員に対しては、海外事務所勤務を含め様々な業務を経験できるようキャリア形成に配慮した人事異動を行い、OJTや内外の研修なども活用し、職員の意欲向上と能力開発を図る。また、現地採用職員に対しては、その能力・意欲に合わせた処遇の改善を行い、業務への取組意欲の向上を図るとともに、一層の活用を進める。職員個々の能力と実績に基づいた適切な人事考課を実施し、適材適所の人事配置を行う。現地採用職員についても、事務所所在国の人事・労務に係る法令・慣行に配慮しつつ、可能な限り人事考課を実施する。プロパー職員を中核とした体制を構築するため、語学を始めとする専門能力をもった職員の採用・育成に努め、プロパー職員が国際観光振興機構の中核として担うべき役割を的確に果たすことのできる体制を構築する。また、国からの出向者については、プロパーの育成状況等を踏まえ、段階的に受入れを縮小するものとする。 | (7) プロパー職員の育成等 本部採用のプロパー職員に対しては、海外事務所勤務を含め様々な業務を経験できるようキャリア形成に配慮した人事異動を行い、OJTや内外の研修等も活用し、職員の意欲向上と能力開発を図る。また、現地採用職員に対しては、その能力・意欲に合わせた処遇の改善を行い、業務への取組意欲の向上を図るとともに、一層の活用を進める。職員個々の能力と実績に基づいた適切な人事考課を実施し、適材適所の人事配置を行う。現地採用職員についても、事務所所在国の人事・労務に係る法令・慣行に配慮しつつ、可能な限り人事考課を実施する。プロパー職員を中核とした体制を構築するため、語学を始めとする専門能力をもった職員の採用・育成に努め、プロパー職員が機構の中核として担うべき役割を的確に果たすことのできる体制を構築する。また、国からの出向者については、プロパー職員の育成状況等を踏まえ、段階的に受入れを縮小するものとする。 | A | 階層別研修や目的・テーマ別研修、内部統制・コンプライアンス総合研修等の実施、人事評価の実施など、職員の意欲向上や能力開発に努めており、着実な実施状況にあること認められる。 | |
| (8) 内部統制の充実 組織規程等について、必要に応じて適切に見直しを行うとともに、職員等に対する周知を徹底する。 | (8) 内部統制の充実 組織規程及び倫理規程等について、必要に応じて適切に見直しを行うとともに、業務遂行のあり方を含めたコンプライアンスの意識を徹底するため、研修等の機会を活用し、職員等に対する周知を行う。 | A | 組織規程の整備、内部統制・コンプライアンスの研修開催、内部統制や個人情報保護をテーマとした監事監査の実施、21年度監査指摘項目の改善結果についてのフォローアップ監査での報告等により、内部統制の徹底を図っており、着実な実施状況にあること認められる。 | |

| 項 目 | | 評価結果 | 評価理由 | 意見 |
|---|---|------|--|----|
| 中期計画 | 平成22年度計画 | | | |
| <p>(9)活動成果の明確化</p> <p>機構に対する国民の信頼を確保するという観点から、事業成果に関して業務実績報告書及び年次報告書においてとりまとめるとともに、それらを機構のWEBサイトで公開する。</p> <p>その際、外国人旅行者の増減要因を分析するとともに、国の政策目標である外国人旅行者の増加への貢献を始めとする機構の活動成果がより明確となるよう、諸外国の政府観光局の事例研究、サービスの満足度の測定等を実施し、アウトカム指標の設定に向けた取組を着実に推進する。</p> <p>海外事務所に関しては、各事務所ごとに、その活動内容や事業の成果を報告する。その際は、事務所ごとの活動内容を示す明確な指標を設定するとともに、経年変化も踏まえた具体的かつ定量的な報告となるよう努める。</p> | <p>(9)活動成果の明確化</p> <p>機構に対する国民の信頼を確保するという観点から、事業成果に関して業務実績報告書及び年次報告書においてとりまとめるとともに、それらを機構のWEBサイトで公開する。</p> <p>その際、訪日外国人旅行者の増減要因を分析するとともに、国の政策目標である外国人旅行者の増加への貢献を始めとする機構の活動成果がより明確となるよう、諸外国の政府観光局の事例研究、サービスの満足度の測定等を実施し、アウトカム指標の設定に向けた取組を着実に推進する。</p> <p>海外事務所に関しては、各事務所ごとに、その活動内容や事業の成果を報告する。その際は、事務所ごとの活動内容を示す明確な指標を設定するとともに、経年変化も踏まえた具体的かつ定量的な報告となるよう努める。</p> | S | <p>WEBサイトでの年度計画・業務実績・業績評価・財務等の公開や、訪日外国人旅行者の増減要因分析等の公表等を行うとともに、事業参加者アンケートによる顧客満足度の把握、ニュースレター発行等海外事務所の活動内容等の報告、さらには外部有識者による事業評価等を行うなど、対外的に自己評価を積極的に行っており、優れた実施状況にあると認められる。</p> | |
| <p>2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(1)海外宣伝業務</p> <p>①海外マーケット情報の収集・調査・分析・提供</p> <p>世界の主要な市場国・地域における一般消費者の旅行動向、ニーズ等のマーケティング情報を収集・分析し、最新の各市場での情報や分析結果を出版物、セミナー等により、事業パートナー等へ提供する。</p> <p>【数値目標】 事業パートナーに対する調査において、機構からの情報提供が「役に立つ」という回答が平均して7割を上回ることを目指す。</p> | <p>2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(1)海外宣伝業務</p> <p>① 海外マーケット情報の収集・調査・分析・提供</p> <p>世界の主要な市場国・地域における一般消費者の旅行動向、ニーズ等のマーケティング情報を収集・分析し、最新の各市場での情報や分析結果を出版物、セミナー等により、事業パートナー等へ提供する。</p> <p>【数値目標】 事業パートナーに対する調査において、機構からの情報提供が「役に立つ」という回答が平均して7割を上回ることを目指す。</p> | S | <p>国際観光統計や国際観光白書等を継続的に発行し事業パートナー等に提供している。</p> <p>また、「個別相談会」においてアンケート調査を実施し、満足度を5点満点で評価してもらったところ、回答者の評価平均点は4.4点(100点満点に換算すると88点)で、平成21年度より0.2点(100点満点に換算すると4点)評価が上がった。また「インバウンド振興フォーラム」参加者アンケートで98%が「役立った」と回答があるなど、高い評価を受けており、優れた実施状況にあると認められる。</p> | |

| 項 目 | | 評価結果 | 評価理由 | 意見 |
|---|---|------|--|----|
| 中期計画 | 平成22年度計画 | | | |
| <p>②訪日外国人旅行者誘致のための事業</p> <p>ア 事業計画の策定</p> <p>我が国の観光魅力を海外に発信し、訪日旅行の需要を喚起するとともに、訪日旅行商品の開発・販売を支援する事業を効果的・効率的に実施するため、海外事務所が入手する情報や、本部が実施する調査結果等を活用し、各市場の具体的なプロモーションの事業計画を策定する。</p> <p>事業実施に当たっては、機構が、民間事業者、地方自治体等との間のコーディネート機能を主導的に発揮し、事業の効果的実施を図る。</p> | <p>② 訪日外国人旅行者誘致のための事業</p> <p>ア 事業計画の策定</p> <p>我が国の観光魅力を海外に発信し、訪日旅行の需要を喚起するとともに、訪日旅行商品の開発・販売を支援する事業を効果的・効率的に実施するため、別添1の各市場別の事業計画に基づき、事業を推進し、または国に対して協力を行う。</p> <p>事業実施に当たっては、費用対効果を検証しつつ、機構の行う事業が最大限効果を挙げるべく、民間事業者、地方自治体等とも連携して取り組む。</p> | A | <p>・年度計画に定めた各海外市場別の事業計画に基づき事業を行っている。</p> <p>・機構の独自事業として角川マーケティング社との連携した訪日観光情報サイトを3言語で作成する等優れた取組を行っている。そのほか、観光庁が実施した日本ファン向け新コミュニティサイト「ビジット・ジャパン・クラブ(Visit Japan Club)」への協力、また長野県とJRグループが実施した「信州デスティネーションキャンペーン(信州DC)」への協力などを行っている。</p> <p>・また、シンガポールをメインターゲットとして作成したFacebook内の日本ファンページは、登録者数12万人を超え、シンガポールでは最もファンが多いサイトとなっており、Facebook社の公式代理店より平成22年12月のベストサイトとして表彰を受けるなど、着実な実施状況にあると認められる。</p> | |
| <p>イ 広告宣伝・メディア広報事業</p> <p>各市場のターゲット・セグメントに対する広告宣伝事業では、様々なメディア媒体(WEBサイト、テレビ、新聞・雑誌、等)を効果的に組み合わせることで相乗効果をあげるよう努力する。</p> <p>特に、WEBサイトを最も重要なマーケティング手段として位置づけ、WEBサイトの効率的・効果的な活用を図るとともに、一般消費者、旅行会社、メディア等からの問合せに対してもWEBサイトを最大限活用し、良質の情報を効率的に提供する。</p> <p>また、訪日旅行者及び海外送客事業者を対象とする情報コンテンツや機能の拡充(訪日旅行者に関心の高い「食」や「ショッピング」等に関する実用情報、ユーザー参加型機能、言語追加、動画ライブラリ整備等)を行う。</p> <p>メディア広報事業については、海外の有効なメディア(在日外国人メディアを含む。)に対し、WEBサイトやニュースレターによる日本観光情報の提供などを通して訪日取材を働きかける。</p> <p>訪日取材に際しては、国内マーケットのニーズやツアー造成事業に連動した適切な取材対象の選定、国内旅行関連業界との協力による取材先のアレンジ、取材経費の一部負担の支援等を行うことにより、より訪日促進効果の高い記事掲載を促すとともに、WEBサイトへの誘引を働きかける。</p> <p>【数値目標】中期計画期間中に、機構のWEBサイトのアクセス数を1億ページビューにする。</p> | <p>イ 広告宣伝・メディア広報事業</p> <p>ターゲット・セグメントに対する広告宣伝事業を訪日需要喚起を目的とするプロモーション事業の最重要分野と位置付け、様々なメディア媒体(WEBサイト、テレビ、新聞・雑誌等)を効果的に組み合わせることで相乗効果をあげるよう努力する。</p> <p>特に、WEBサイトを最も重要なマーケティング手段として位置づけ、WEBサイトの効率的・効果的な活用を図る。</p> <p>今後さらに増加する事が予想される中国、香港、韓国からの旅行者のひとり歩きをサポートするため、飲食、ショッピング、イベントなどの実用情報を、中国語(繁体、簡体)、韓国語でも充実させる。また、着地型の各種旅行商品や宿泊予約サービスなどを提供する事業者とのウェブサイトを通じた連携を強化し、訪日外国人旅行者の利便性向上を図る。</p> <p>海外の有効なメディアに対し、WEBサイトや海外事務所が発行するニュースレターによる日本観光情報の提供等を通して訪日取材を働きかける。</p> <p>訪日取材に対しては、国内事業パートナー(地方自治体、事業者等)のニーズやツアー造成事業に連動した適切な取材対象の選定、国内旅行関連業界との協力による取材先のアレンジ、取材経費の一部負担の支援等を行うことにより、より訪日促進効果の高い記事掲載を促す。</p> <p>【数値目標】機構のWEBサイトのアクセス数を1億4,800万ページビュー以上にする。</p> | S | <p>・前項の角川マーケティング社との連携等の他にも、(株)ぐるなびと連携し英・中(繁・簡)・韓の4言語の飲食店検索システム「Japan Restaurant Search」の運用を開始するなどWEBサイト事業者と連携した取組を実施するとともに、宿泊施設横断検索機能の英・中(繁・簡)・韓の4言語対応化、さらには6市場でFacebookページの運用も開始するなど、積極的にWEBを活用し、訪日外国人旅行者の利便向上を図っており、こうした中、JNTOウェブサイトのアクセス数は平成21年度実績(約1億870万ページビュー)から約55.4%増の約1億6,890万ページビューとなり、平成22年度計画の数値目標である1億4,800万ページビューを上回っており、特筆すべき優れた実施状況にある。</p> <p>・とりわけ、東日本大震災発生当日の3月11日深夜には、英、中(繁・簡)、韓の4言語による情報ポータルサイトを立ち上げ、観光庁と連携の上、地震津波情報、交通情報、計画停電情報、各種の多言語相談窓口情報等、訪日旅行中の外国人が必要とする多様な情報を日々更新して提供するとともに、放射線量情報やIAEA、ICAO、WHO等発出ニュースを一部翻訳して転載する等、訪日旅行への懸念を払拭するための客観情報の発信にも努めるなど、特筆すべき優れた取組を行っている。</p> | |

| 項 目 | | 評価結果 | 評価理由 | 意見 |
|---|---|------|---|----|
| 中期計画 | 平成22年度計画 | | | |
| ウ 訪日旅行商品の造成・販売支援 海外の旅行会社の訪日旅行商品造成を支援するため、情報提供・コンサルティング、旅行博覧会や展示会等への出展、有力旅行会社の日本への招請、日本における商談会の開催等の支援を行う。また、民間競争入札の導入等により、可能な限り民間委託を推進するとともに、一般消費者向けに日本の観光宣伝をあわせて行う際には、地方自治体、民間事業者等と連携することで、効率的・効果的な事業展開を図るべく努力する。 【数値目標】 中期目標期間中に、機構が造成・販売支援を行った旅行商品により訪日した外国人旅行者の数を60万人とする。 | ウ 訪日旅行商品の造成・販売支援 海外の旅行業者の訪日旅行商品造成を支援するため、海外で開催される業界向け大規模旅行見本市へ地方自治体・民間事業者と連携して出展し、訪日観光セミナー等を実施する。また、平成22年度の状況を踏まえ、平成23年度以降の当該事業について、民間競争入札の活用を検討する。 海外の旅行業者（ホールセラー）、日本の旅行業者（ランドオペレーター）と連携して、訪日旅行を販売している海外の旅行業者（リテーラー）向け各種販売促進セミナーを実施する。 また、機構が主催する研修・セミナーの実施、現地旅行会社との共同広告、有力な訪日旅行販売担当となる可能性のあるJTS (Japan Travel Specialist) 育成事業等により現地旅行会社の訪日旅行商品販売活動を支援する。 【数値目標】 機構が造成・販売支援を行った旅行商品により訪日した外国人旅行者の数を51.8万人とする。 | S | 成田空港発着枠拡大、羽田空港国際化等の訪日旅行の促進要因もあったが、一方で世界的景気低迷、円高、尖閣諸島事件、大震災等の阻害要因もあり、こうした中で、自治体や国内外の旅行業者や運輸事業者等と連携して大規模旅行見本市への出展や共同広告・共同キャンペーン等を実施するとともに、Eラーニングによる人材育成（受講者・認定者ともに大幅増。特に中国）の実施も行うなどビジット・ジャパン事業の効果的実施を図っており、その結果、機構が支援した旅行商品により訪日した外国人旅行者の数は、東日本大震災が発生するまでは過去最高ペースを記録し、最終の実績は年度目標の51.8万人を大きく上回り、中期目標の60万人も達成する65.7万人に達しており、優れた実績を上げていると認められる。 | |
| (2)国内受入体制整備支援業務 ①観光案内所の整備支援業務 外国語対応可能な観光案内所の整備を支援するために、機構のビジット・ジャパン案内所に加入した観光案内所に対し外国人対応に関するノウハウを提供するなどの支援を行い、観光立国推進基本計画に掲げられている「平成23年度までにビジット・ジャパン案内所の数を300箇所とする」目標の実現に国交省と協力して取り組むとともに、案内所の提供するサービスの質の向上に努める。 ビジット・ジャパン案内所指定・支援業務については、地方運輸局や地方自治体、業界団体等関係機関との役割分担や各案内所に求められるサービス内容を踏まえ、中期目標期間終了時までには事業の在り方を検討する。 ツーリスト・インフォメーション・センター（以下、「TIC」という。）は、TICを利用する訪日外客の動向、ニーズ等に関する情報を随時把握し、TICに求められるサービス内容を踏まえつつ、その情報を海外宣伝事務所、地方公共団体、民間事業者等にフィードバックするためのアンテナショップとしての機能を積極的に果たしていく。また、TICは最新日本観光情報の収集・整備を行い、海外事務所及びTICを訪れる外国人旅行者や、ビジット・ジャパン案内所に提供する情報収集整備機能を果たす。 | (2)国内受入体制整備支援業務 ① 観光案内所の整備支援業務 外国語対応可能な観光案内所の整備を支援するために、機構のビジット・ジャパン案内所に加入した観光案内所に対し外国人対応に関するノウハウを提供するなどの支援を行い、観光立国推進基本計画に掲げられている「平成23年度までにビジット・ジャパン案内所の数を300箇所とする」目標の実現に国交省と協力して取り組むとともに、案内所の提供するサービスの質の向上に努める。 ツーリスト・インフォメーション・センター（以下「TIC」という。）は、TICを利用する訪日外客の動向、ニーズ等に関する情報を把握し、それらの情報を機構の海外事務所、地方自治体、民間事業者等にフィードバックすることで、訪日外国人旅行者のニーズを探るアンテナショップとしての機能を積極的に果たしていく。また、最新の日本観光情報の収集・整備を行い、海外事務所及びTICを訪れる外国人旅行者や、ビジット・ジャパン案内所に提供する。 | A | ・ビジット・ジャパン案内所の増加に取り組んだ結果、平成22年度末で306箇所増加し、観光立国推進基本計画の目標（平成23年度までに300箇所にする）を達成したことや、TICが東日本大震災発生後、直ちに英語・中国語・韓国語により24時間体制で電話対応を行ったことは、特筆すべき優れた取組であると認められる。また、観光案内所のサービス向上を目的として、発行回数は昨年より減少しているものの「ビジット・ジャパン案内所通信」（年23回）やTIC作成各種案内情報資料（英語）（年16回）を全国のビジット・ジャパン案内所等にEメールで送信していることや、「ビジット・ジャパン案内所」研修会を実施するなど、観光案内所の整備支援を図っていることは、着実な実施状況にあると認められる。 ・ただ、これまで訪日外客数が増加してきている中であって、TIC来訪者数は年々減少してきており憂慮するところである。「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に基づき、TICの運営を平成23年度から外部委託するために必要な調整・準備を行っているが、今後を注視していく必要がある。 | |

| 項 目 | | 評価結果 | 評価理由 | 意見 |
|---|---|------|---|----|
| 中期計画 | 平成22年度計画 | | | |
| <p>②通訳案内士試験業務</p> <p>通訳案内士試験ガイドラインに基づき、通訳案内士試験事務を代行する。試験実施に当たっては、試験事務の安定性、統一性、公正性を確保しつつ、民間競争入札を導入して業務の効率化を図る。</p> <p>また、自治体を実施する地域限定通訳案内士試験事務に対して、試験問題の提供等の支援を行う。</p> | <p>② 通訳案内士試験業務</p> <p>通訳案内士試験ガイドラインに基づき、通訳案内士試験事務を代行する。試験実施に当たっては、試験事務の公正性等を確保しつつ、業務の効率化を図る。</p> <p>平成22年度は、前年度に引き続き民間競争入札により願書受付や試験会場運営など広範・多岐にわたって試験事務を行う事業者と連携を密にして、公正かつ確に業務を実施する。</p> <p>併せて、自治体を実施する地域限定通訳案内士試験事務に対して、試験問題の提供等の支援を行う。</p> | A | <p>通訳案内士試験の運営を、競争入札により専門業者に委託するなど業務の効率化を図るとともに、地域限定通訳案内士試験を実施する6道県に対して支援を行うなど、着実な実施状況にあると認められる。</p> | |
| <p>(3)国際会議等の誘致・開催支援業務</p> <p>①国際会議等の誘致支援業務</p> <p>国として誘致することとしている大規模な会議や、地域活性化への効果が期待される会議等に誘致活動の対象を重点化し、取り組むべき目標を明確にした上で、優先度を付けて効率的に実施していく。</p> <p>また、海外の国際団体・機関の本部や、受け入れ先となる国内の関係団体・機関、地方自治体、コンベンションビューロー等からの情報収集活動を強化するとともに、これまでの誘致活動の効果についての分析・検証を行い、その結果に基づき、海外事務所を活用した支援や、地方自治体、コンベンションビューロー等に対するノウハウの提供等、誘致活動を効果的・効率的に実施する。</p> <p>国際会議の開催件数については、我が国における開催件数が正確に統計に反映されるよう、地方自治体等を通じた調査を実施するとともに、国際機関への働きかけを行う。</p> <p>インセンティブ旅行(企業報奨旅行)の誘致については、韓国、中国、タイ、シンガポール等アジア諸国からの誘致活動を拡大するとともに、欧米のインセンティブ旅行市場開拓も強化する。</p> <p>②国際会議の開催支援業務</p> <p>誘致が決定した国際会議の開催を円滑に進めるため、ノウハウ事例の提供、人材育成、寄附金募集・交付金交付制度の運営等の事業を実施する。</p> <p>【数値目標】 中期目標期間中に、機構が誘致した国際会議の数を90件とする。</p> | <p>(3)国際会議等の誘致・開催支援業務</p> <p>① 国際会議等の誘致支援業務</p> <p>観光庁が取りまとめた「MICE推進アクションプラン」に基づき、MICEの啓発、推進を行う。国として誘致することとしている大規模な会議や、地域活性化への効果が期待される会議等に誘致活動の対象を重点化し、取り組むべき目標を明確にした上で、優先度を付けて効率的に実施していく。</p> <p>また、海外の国際団体・機関の本部や、受け入れ先となる国内の関係団体・機関、地方自治体、コンベンションビューロー等からの情報収集活動の強化、国際会議データベースの充実等を図る。また、誘致活動を効果的・効率的に実施するために海外事務所を活用した主催者等に対する会議誘致に関する支援や、地方自治体、コンベンションビューロー等との連携強化を図る。</p> <p>我が国における国際会議の開催件数が正確に統計に反映されるよう、地方自治体等を通じた調査を実施し、国際機関へ報告を行う。</p> <p>さらに、地域経済への効果が高いインセンティブ旅行(企業報奨旅行)の誘致については、市場が拡大している韓国、中国、タイ、シンガポール等アジア諸国からの誘致拡大に加え、欧米からのインセンティブ旅行市場の開拓を図る。</p> <p>具体的には、別添2の事業計画に基づき、事業を推進し、または国に対して協力を行う。</p> <p>② 国際会議の開催支援業務</p> <p>国際会議の開催を円滑に進めるため、ノウハウや事例の提供を含むコンサルティングを行い、人材育成、寄附金募集・交付金交付制度の運営等の事業を実施する。</p> <p>具体的には、別添2の事業計画に基づき、事業を推進し、または国に対して協力を行う。</p> <p>【数値目標】 機構が誘致した国際会議の数を75件とする。</p> | B | <p>国際会議誘致成功件数は、69件と前年度(63件)より増加したものの、目標件数には届かなかった。</p> <p>目標数に届かなかった要因としては、不況による寄附集め難や、円高による割高感等から誘致を見送った主催者が多かったこと、競合国の台頭等が考えられる。</p> <p>平成22年度は、国が設定した「JAPAN MICE YEAR」の推進にあたり、積極的に取り組んできたところであるが、年度計画の数値目標に達しなかったことは残念である。</p> <p>しかしながら、こうした積極的な取り組みにより、前年度の実績を上回り中期目標に近づいており、概ね着実に実績を上げている状況にあると認められる。</p> | |

| 項 目 | | 評価結果 | 評価理由 | 意見 |
|--|---|------|--|----|
| 中期計画 | 平成22年度計画 | | | |
| <p>3. 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>(1) 自己収入の確保</p> <p>個別相談会の開催やビジット・ジャパン・キャンペーン事業の実施に当たっての支援、国際会議の開催・誘致の支援等を通じて、事業パートナーとの連携を強化し、顧客満足度を高めることにより、地方自治体、民間事業者等からの賛助金拠出の維持・増加に努めるとともに、賛助会員の増加による会費収入の増加を図る。</p> <p>(2) 予算(人件費の見積りを含む。)</p> <p>別紙</p> <p>(3) 収支計画及び資金計画</p> <p>別紙</p> | <p>3. 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>(1) 自己収入の確保</p> <p>インバウンド・フォーラム及び個別相談会の開催やビジット・ジャパン・キャンペーン事業の実施に当たっての支援、国際会議の開催・誘致の支援等を通じて、事業パートナーとの連携を強化し、顧客満足度を高めることにより、地方自治体、民間事業者等賛助団体からの賛助金拠出の維持・増加に努めるとともに、賛助会員の増加による会費収入の増加を図る。また、受託業務にも積極的に取り組み、収入増を図る。</p> <p>(2) 予算(人件費の見積りを含む。)</p> <p>別紙</p> <p>(3) 収支計画及び資金計画</p> <p>別紙</p> | B | <p>・収入関係は、前年度に引き続き、訪日旅行者の増加に伴って新たにインバウンド観光ビジネスの受益者になりつつある業種や、インバウンドへの取組に機構を活用しようとする団体企業に対し、機会をとらえて勧誘活動を行うなど、勧誘に努めている。その結果、賛助団体7団体、会員29団体が新加入したことは高く評価出来る。大震災前までは増加傾向であったが、昨年度末に約10会員が財政事情等の理由により退会するなどし、年間で賛助団体4団体、会員33団体が退会している。これは平成21年度末現在の会員156団体の中から約2割の会員(33団体)が退会したことになり、退会理由が会員の「財政事情」だとしても、自己収入確保の観点から憂慮するところである。</p> <p>新規加入の勧誘に努めたことから僅かな減少で済んでいると思われ、今後とも、新規勧誘に加え、賛助団体・会員との一層の連携強化や満足度を高める取組が必要であろう。</p> <p>・一方、支出関係は、前述のとおり、総人件費改革を踏まえ、人件費の抑制を図り、一般管理費及び業務経費の削減等も、着実に推進されている。</p> | |
| <p>4. 短期借入金の限度額</p> <p>予見し難い事故等の事由に限り、資金不足となる場合における短期借入金の限度額は、100百万円とする。</p> | <p>4. 短期借入金の限度額</p> <p>予見し難い事故等の事由に限り、資金不足となる場合における短期借入金の限度額は、100百万円とする。</p> | — | 該当なし | |
| <p>5. 重要な財産を譲渡し、又は担保にする計画</p> <p>なし</p> | <p>5. 重要な財産を譲渡し、又は担保にする計画</p> <p>なし</p> | — | 該当なし | |
| <p>6. 剰余金の使途</p> <p>剰余金が発生した場合には、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第44条第3項の規定による国土交通大臣の承認を受けて、海外からの訪日旅行の促進の効果が大きく見込まれる海外宣伝事業費の使途に充てる。</p> | <p>6. 剰余金の使途</p> <p>剰余金が発生した場合には、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第44条第3項の規定による国土交通大臣の承認を受けて、海外からの訪日旅行の促進の効果が大きく見込まれる海外宣伝事業費の使途に充てる。</p> | — | 該当なし | |

| 項 目 | | 評価結果 | 評価理由 | 意見 |
|---|---|------------------------|--------------------------|----|
| 中期計画 | 平成22年度計画 | | | |
| 7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項 (1)人事に関する計画 前述のとおり、人件費の削減や、民間からの出向者等の活用、プロパー職員の育成等に努める。 (2)独立行政法人国際観光振興機構法(平成14年法律第181号)第10条第1項に規定する積立金の使途なし (3)その他中期目標を達成するために必要な事項なし | 7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項 (1)人事に関する計画 前述のとおり、人件費の削減や、民間からの出向者等の活用、プロパー職員の育成等に努める。 (2)独立行政法人国際観光振興機構法(平成14年法律第181号)第10条第1項に規定する積立金の使途なし (3)その他中期目標を達成するために必要な事項なし | 評価済み — — | 該当なし 該当なし | |

<記入要領>・項目ごとの「評価結果」の欄に、以下の段階的評価を記入するとともに、その右の「評価理由」欄に理由を記入する。

SS: 中期目標の達成状況として特筆すべき優れた実績を上げている。

S : 中期目標の達成状況として優れた実績を上げている。

A : 中期目標の達成状況として着実に実績を上げている。

B : 中期目標の達成状況として概ね着実に実績を上げている。

C : 中期目標の達成状況として十分な実績が上げられていない。

・SSをつけた項目には、特筆すべきと判断した理由として、他の項目における実績との違いを「評価理由」欄に明確に記述するものとする。

・必要な場合には、右欄に意見を記入する。

| 項 目 | | 評定結果 | 評定理由 | 意見 |
|------|----------|------|------|----|
| 中期計画 | 平成22年度計画 | | | |

総合的な評価

業務運営評価（実施状況全体）

評点の分布状況（項目数合計：17項目）

（17項目）

| | | |
|----|------|-------------|
| SS | 0項目 | |
| S | 4項目 | □□□□ |
| A | 11項目 | □□□□□□□□□□□ |
| B | 2項目 | □□ |
| C | 0項目 | |

総合評価

(法人の業務の実績)

1. 業務運営の効率化について

- ①一般管理費は、対平成19年度比11.3%減と、平成19年度比で15%程度削減という中期目標に近づいた。一方、運営費交付金対象業務経費は、対平成19年度比12.1%減と、平成19年度比で5%程度削減するという中期目標を大きく上回っている。
- ②総人件費も、平成18年度からの5年間で5%以上の削減という中期目標を大きく超えた16.6%を削減している。平成22年度のラスパイレース指数も、地域・学歴を考慮した東京都特別区在勤の国家公務員との比較を行うと91.3となっている。
- ③海外事務所については、厳格に評価を行っており、加えて「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づき、北京及びバンコク事務所と国際交流基金の事務所との共用化等を図るための諸準備をすすめるなど、着実な取組を行っている。
- ④競争性のない随意契約についても、前年度に対し件数・金額共に下がっている。
- ⑤活動成果の明確化についても、WEBサイトでの情報公開や、顧客満足度の把握、外部有識者による事業評価等を行うなど、対外的に自己評価を積極的に行っている。

以上のように、中期目標を大きく上回る成果を上げている事項や、着実に閣議決定を進めるなど、業務運営の効率化を積極的に進め、着実に実績を上げていると認められる。

2. 業務の質の向上について

上記のような業務運営の効率化を図りながら、平成22年は訪日外国人旅行者数1000万人の目標達成年であったことから、以下のとおり業務の質の向上を図るべく積極的に取り組んでいる。

- ①東日本大震災発生当日の3月11日深夜には、4言語の情報ポータルサイトを立ち上げ、地震津波情報、交通情報、放射線量情報等、訪日旅行への懸念を払拭するための客観情報の発信にも努めるとともに、TICが英語・中国語・韓国語により24時間体制で電話対応を行ったことは、特筆すべき優れた取組であると認められる。

- ②「個別相談会」や「インバウンド振興フォーラム」の参加者アンケートで、高い評価を受けている。
- ③シンガポール向けFacebook内の日本ファンページは、Facebook社の公式代理店より平成22年12月のベストサイトとして表彰を受けた。
- ④角川マーケティング社や(株)ぐるなびとの連携はじめ、宿泊施設横断検索機能の4言語対応化、6市場でFacebookページの運用開始などにより、JNTO ウェブサイトのアクセス数は平成21年度実績から約55.4%増の約1億6,890万ページビューとなり、平成22年度計画の数値目標である1億4,800万ページビューを上回った。
- ⑤機構が支援した旅行商品により訪日した外国人旅行者の数は、年度目標の51.8万人を大きく上回り、中期目標の60万人も達成する65.7万に達した。
- ⑥ビジット・ジャパン案内所は306箇所增加到、観光立国推進基本計画の目標(平成23年度までに300箇所にする)を達成した。
- ⑦国際会議誘致成功件数は、不況や、円高、競合国の台頭、さらには機構自身が実績として扱う国際会議の定義を引き上げたこと等により、目標件数には届かなかったものの、前年度より増加した。
- ⑧一方、TIC来訪者数は年々減少してきており、TICの運営を平成23年度から外部委託するが、今後を注視していく必要がある。

以上のように、震災後の対応は優れた取組であったとともに、中期計画・中期目標の数値目標を達成した事業が多く、着実に実績を上げていると認められる。

3. 予算、収支計画及び資金計画

- ①収入関係では、会員数が震災前までは増加傾向であったものの、震災後に財政事情を理由とした退会が多数出た。
- ②一方、支出関係は、人件費抑制や一般管理費・業務経費の削減が着実に推進されている。

以上のように、支出削減も図られており、着実に実績を上げていると認められる。ただ、今後とも、自己収入確保の観点から、新規勧誘に加え、賛助団体・会員との一層の連携強化や満足度を高める取組が必要であろう。

(課題・改善点、業務運営に対する意見等)

- ① 国民からの相談等に対して迅速に対応するとともに、外国に対してどのような事業を行っているかといったPRを国内に積極的に行うことが重要である。また、賛助団体・会員以外に対しても、東日本大震災等非常時の情報提供はじめ、ある程度の情報提供に努め、賛助団体・会員になればより詳細情報が入手できるといったような情報提供の工夫も必要である。既存賛助団体・会員へのサービス向上やコミュニケーションの強化も必要である。

賛助団体・会員を拡大しもって自己収入確保を図る観点からも、こうした取り組みにより機構への信頼感・期待感をより一層高めることが強く求められる。

- ② 東日本大震災に当たっての取組は特筆すべき素晴らしい対応であった。今後ともこうした緊急時の対応が確実に実施できるよう、日頃からの準備を期待する。
- ③ 今後とも海外事務所を中心としたネットワークやノウハウを活用すること等により、「訪日外国人30

〇〇万人プログラム」への積極的な連携・貢献を図ること。

(その他)

特になし

総合評定

(SS, S, A, B, Cの5段階)

A

(評定理由)

平成22年は訪日外国人旅行者数1000万人の目標達成年でもあったことから、世界的な経済不況や円高、東日本大震災等、厳しい条件の中で積極的に事業を展開し、震災前までは訪日外国人旅行者数は大幅増になっていた。

このように積極的に事業を行いながら、業務運営の効率化や業務の質の向上にも積極的に取り組んでおり、中期目標・中期計画について着実な実施状況にあると認められる。

総務省政独委「平成21年度における国土交通省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について」等への対応の実績及びその評価

| 政府方針 | 実績 | 評価 |
|---|---|---|
| <p>①「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、「22年度中に実施」又は「22年度から実施」とされている「講ずべき措置」の取組状況</p> | <p>北京及びバンコク事務所を除く海外事務所については、個々の必要性等の見直しを行った結果、政府の目標である訪日外国人誘致施策遂行上必要不可欠であることから、現状を維持することとするものの、個々の事務所において必要に応じた規模の縮小や合理化を進めることとしている。また、国際交流基金のバリ事務所との共用化についても、引き続き外務省及び国際交流基金と調整を行うこととしている。</p> | <p>海外事務所は、ビジットジャパン事業を展開する上で極めて重要な拠点であり、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)においても海外事務所を基盤とした業務に重点化するとされており、そうしたことを踏まえつつ、個々の必要性の見直しを行うなど、着実な取組を行っていると同認められる。</p> |
| <p>②①以外の「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に掲げられている「講ずべき措置」について22年度に実施した取組がある場合、その内容。</p> | <p>独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)の指摘を受け、平成23年度中に北京及びバンコク事務所と国際交流基金の事務所との共用化等を図るため、候補物件の調査や移転スケジュールの検討等の諸準備を行った。</p> <p>観光旅客来訪促進業務については、平成23年度からの実施を目指して、企画・立案・海外で実施する必要のない調査(国際観光白書、消費動向調査、訪問地調査)に関する業務は国(観光庁)に一元化すべく、必要な調整・準備を行った。海外プロモーションの国委託事業には不参加とし、民間に委ねるべく必要な調整・準備を行った。</p> <p>外国人旅行者の受け入れ体制整備については、ツーリスト・インフォメーション・センター(TIC)の運営を平成23年度から外部委託するために必要な調整・準備を行った。</p> | <p>海外事務所は、訪日旅行促進のうえで極めて重要な拠点であり、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)においても海外事務所を基盤とした業務に重点化するとされており、そうしたことを踏まえつつ、北京とバンコクの事務所を国際交流基金と共用化等を図る準備を行うなど、着実な取組を行っていると同認められる。</p> <p>また、観光旅客来訪促進事業に関する国への一元化やTICの外部委託の準備も、着実に進んでいると同認められる。</p> <p>なお、TICの外部委託では、外国人旅行者の利便が悪化しないよう注意が必要である。</p> |
| 財務状況 | 実績 | 評価 |
| <p>①法人又は特定の勘定で、年度末現在に100億円以上の利益剰余金を計上している場合、その規模の適切性(当該利益剰余金が事務・事業の内容等に比し過大なものとなっていないか)</p> | <p>該当なし。</p> | <p>左記事項について確認した。</p> |

| | | |
|--|--|---|
| ②運営費交付金が未執行となった場合、その理由及び業務運営との関係(業務運営に影響を及ぼしていないか等) | 運営費交付金の未執行の内訳については総人件費改革の取組みの成果により人件費の占める割合が多いことから、業務費の占める割合は少ないため業務運営に及ぼす影響はない。 | 震災により年度末の一部業務費に未執行があったものの、運営費交付金の未執行の殆どは総人件費改革の取組の成果によるものであり、業務費の占める割合は少ないため、業務運営に及ぼす影響はないものと認められる。 |
| 保有資産の管理・運用等 | 実績 | 評価 |
| 政独委からの平成21年度業務実績評価における指摘事項において指摘がなされた施設等について、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」で示された廃止、国庫納付、共用化等の方針に沿った法人における取組 | <p>「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)の指摘を受け、平成23年度中に北京及びバンコク事務所と国際交流基金の事務所との共用化等を図るため、候補物件の調査や移転スケジュールの検討等の諸準備を行った。</p> <p>また、北京及びバンコク事務所を除く海外事務所については、個々の必要性等の見直しを行った結果、政府の目標である訪日外国人誘致施策遂行上必要不可欠であることから、現状を維持することとするもの、個々の事務所において必要に応じた規模の縮小や合理化を進めることとした。また、国際交流基金のバリ事務所との共用化についても、引き続き外務省及び国際交流基金と調整を行うこととしている。</p> | 前述のとおり、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づき、着実な取組を行っている認められる。 |
| 人件費管理 | 実績 | 評価 |
| ①法人の給与水準自体が社会的な理解の得られるものとなっているか。 | ラスパイレス指数は、国家公務員との比較では108.9とその水準を上回っているものの、地域・学歴を考慮した比較では、それぞれ94.4、91.3と国の水準を下回っている状況にある。 | 国際観光振興機構は地方組織が無く、職員の9割が大卒・大学院卒であるため、地域・学歴を考慮した東京都特別区在勤の国家公務員との比較を行うと、ラスパイレスは91.3となり、社会的に理解の得られないものではないと認められる。 |
| ②国家公務員と比べて給与水準が高い場合、その理由及び講ずる措置(法人の設定する目標水準を含む)についての法人の説明が、国民に対して納得の得られるものとなっているか。 | ラスパイレス指数は、国家公務員との比較で地域を考慮した場合は94.4、地域・学歴を考慮した場合は91.3と国の水準を下回っている。当機構は地方組織が無く、職員の9割が大卒・大学院卒であるため、今後も地域・学歴を考慮した東京都特別区在勤の国家公務員との比較でラスパイレス指数が100を上回ることはないよう、引き続き適切な措置を講じていく。 | 同上。 |
| ③国の財政支出割合の大きい法人及び累積欠損金のある法人について、国の財政支出規模や累積欠損の状況を踏まえた給与水準の適切性に関する法人の検証状況。 | 累積欠損金は生じていない。 | 左記事項について確認した。 |

| | | |
|--|--|--|
| ④総人件費改革についての取組の状況(併せて、給与水準又はラスパイルズ指数が上昇している場合には、その理由) | 総人件費改革の取組として、平成18年度からの5年間で5%以上の削減を目標としてきたが、この目標を大きく超え、16.6%を削減した結果となった。 | 総人件費は、人事評価制度による評価結果を職員の昇給等の処遇に反映させるなどにより、削減目標を大きく超えた16.6%を削減する結果となり、着実な実施状況にあると認められる。 また、ラスパイルズ指数に関しては、国際観光振興機構は地方組織が無く、職員の9割が大卒・大学院卒であるため、地域・学歴を考慮した東京都特別区在勤の国家公務員との比較を行うと91.3となり、問題となる水準にはないと認められる。 |
| ⑤「独立行政法人の法定外福利厚生費の見直しについて」(平成22年5月6日総務省行政管理局長通知)の内容(i)法人の互助組織への支出の廃止、ii)食事補助の支出の廃止、iii)国や他法人で支出されていないものと同様の支出の原則廃止)が守られているか。 | 一般社団法人「JNTO協力会」に対する在外職員医療給付事業の事業主負担分の支出については、平成22年11月をもって廃止した。 | 「独立行政法人の法定外福利厚生費の見直しについて」(平成22年5月6日総務省行政管理局長通知)の内容に基づき、一般社団法人「JNTO協力会」に対する在外職員医療給付事業に係わる費用の福利厚生費からの支出については、平成22年11月をもって廃止しており、通知内容は守られていると認められる。 |
| 契約 | 実績 | 評価 |
| ①随意契約見直し計画における競争性のない随意契約の削減目標(件数)の達成状況 | 随意契約等見直し計画(平成22年6月公表)において競争性のある契約に移行することとした2件のうち1件については平成23年3月に一般競争入札を実施している。もう1件については、システム関係であり次回の更新時に移行することとしている。 | 平成22年6月に作成した随意契約見直し計画により競争性のある契約に移行することとした2件のうち、未移行の1件については経理システム関係であり、次期のシステム更新時に一般競争入札に移行することとしており、着実に取り組んでいると認められる。 |
| ②随意契約による契約において再委託割合(金額)が50%以上の案件がないか。 | 該当なし。 | 左記事項について確認した。 |
| ③1者応札の割合(件数)が50%以上又は前年度より増加となっていないか。 | 1者応札は0件であったため該当なし。 | 左記事項について確認した。 |
| 内部統制 | 実績 | 評価 |
| ①法人の長は、組織にとって重要な情報等について適時的確に把握するとともに法人のミッション等を役職員に周知徹底しているか。 | ・理事会を定期的開催し、理事長を始めとした役員で重要な情報を共有し、審議事項については議論の上、意思決定した。理事会の議事録は電子メールで役職員に配信し、周知した。 ・これまでの法人のビジョンとミッションを改訂し、役職員のネームカードの裏面に記載し、周知徹底した。また、階層別や目的テーマ別研修を行い、法人のミッションの周知を行った。 | 理事会の定期開催による審議等により、法人の長は的確に重要な情報等を把握すると共に、法人のミッション等を役職員に周知徹底しており、着実に取り組んでいると認められる。 なお、理事長が情報等の把握をするにあたっては、職員の声に耳を傾けることも必要であり「業務改善に関する提案制度」をより一層活用することも重要である。 |

| | | |
|--|---|--|
| <p>②法人のミッションや中期目標の達成を阻害する要因(リスク)の洗い出しを行い、組織全体として取組むべき重要なリスクの把握・対応を行っているか。その際、目標・計画の未達成項目(業務)についての未達成要因の把握・分析・対応等に目しているか。</p> | <p>・理事会において、組織全体で取り組むべき課題等について審議した。前年度の監事監査において指摘された課題についてはフォローアップを行い、これに対する監査も行った。 ・目標・計画の未達成項目(業務)については、海外事務所の事業・運営検証制度等で要因の把握・分析、対応している。</p> | <p>平成22年度の内部監査では、内部統制や個人情報保護をテーマとして実施しているとともに、業務監査で縦割り組織の弊害を指摘されたことを受けて、情報共有のための取り組みを実施するなど、リスクの洗い出しや把握・対応を積極的に行っている。このほかにも、緊急連絡網の整備や、各種研修による職員の能力開発・向上、また平成21年度のCSI調査に基づく業務の改善などの取組も行っており、着実に取り組んでいると認められる。</p> |
| <p>③政独委からの平成21年度業務実績評価における指摘事項において、評価結果において言及されていないとされている内部統制事項に関する取組、評価</p> | <p>該当なし。</p> | <p>左記事項について確認した。</p> |
| <p>④内部統制の充実・強化に向けた法人における積極的な取組</p> | <p>平成21年度に引き続き、全職員を対象とした内部統制・コンプライアンス研修を実施した。また、監事監査において、内部統制に関する監査を行い、指摘事項についてはフォローアップを行った。</p> | <p>内部統制・コンプライアンスの総合研修を2回開催し、さらには、前述のとおり平成22年度の内部監査においては、内部統制や個人情報保護をテーマにして実施している。また、監査での指摘事項については改善取り組み結果をフォローアップ監査に報告するなど、内部統制の充実・強化に積極的に取り組んでいる。</p> |
| <p>関連法人</p> | <p>実績</p> | <p>評価</p> |
| <p>①委託先における財務内容を踏まえた上での業務委託の必要性、契約金額の妥当性等</p> | <p>該当なし。</p> | <p>左記事項について確認した。</p> |
| <p>②出資目的の達成度、出資先の経営状況を踏まえた上での出資を継続する必要性</p> | <p>該当なし。</p> | <p>左記事項について確認した。</p> |
| <p>業務改善のための役職員のイニシアティブ等</p> | <p>実績</p> | <p>評価</p> |
| <p>法人の業務改善のための具体的なイニシアティブ</p> | <p>・業務・マネジメントに関する国民からの意見・感想等について、各業務ごとに機構のホームページに問い合わせ先を案内し、随時受け付け、業務運営の参考とした。 ・平成21年度実施したOSI調査に基づき、改善検討事項を洗い出し、それに対する改善策を各部から提示し、理事会において共有、検討した。また、これを受けて、業務の改善を図った。</p> | <p>左記の他にも前述のとおり、業務の改善、効率化等に関する職員の積極的な創意工夫を促し、機構の業務改善に資することを目的とする「業務改善に関する提案制度」を定め、役職員からの提案を求めるなど、着実に取り組んでいると認められるところであり、より一層の取り組みを期待する。</p> |
| <p>個別法人</p> | <p>実績</p> | <p>評価</p> |
| <p>①政独委からの平成21年度業務実績評価における指摘事項において個別意見があった事項への対応状況</p> | <p>政府方針等の①、②に同じ。</p> | <p>政府方針等の①、②に同じ。</p> |

| | | |
|---|-------|---------------|
| ②政独委から発出された勧告の方向性で22年度において(22年度までにを含む)取り組むこととされている事項についての取組状況 | 該当なし。 | 左記事項について確認した。 |
| ③平成21年度決算検査報告において「不当事項」又は「意見を表示し又は措置を要求した事項」として指摘された事項がある場合、当該事項が業務実績評価に及ぼす影響並びに是正措置及び再発防止のための取組の状況 | 該当なし。 | 左記事項について確認した。 |